

令和2年 第30回東温市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年1月9日(木) 午前9時30分～
2. 開催場所 東温市役所 4階 大会議室
3. 出席委員(16人)
4. 欠席委員(3人)
5. 議事録署名人の指名について(2人)
6. 議案日程

議案第 38号 農地法第3条の許可申請について	(2件)
議案第 39号 農地法第5条第1項の許可申請について	(1件)
議案第 40号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	(1件)
議案第 41号 農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の見直しについて	(1件)
7. 農業委員会事務局職員(4人)

8. 会議の概要

○事務局長

一同、礼。只今から第30回東温市農業委員会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、農業委員総数19名中16名です。〇〇委員さん、〇〇委員さん、〇〇委員さんが欠席となっております。定足数を超過しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立していることをご報告いたします。開会にあたり会長よりご挨拶を頂きます。

○会長

皆さん、新年あけましておめでとうございます。新しい年を迎えて、最初の委員会という事ですが、皆さんにおかれましては、つつがなく新年を迎えられたと思っております。今年もよろしくお祈りいたします。なお、本日は、〇〇推進委員さんが傍聴人として参加してくれています。それでは審議に入りたいと思います。宜しくお祈り致します。

○事務局長

ありがとうございました。では、審議進行を会長よりしていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長（会長）

議事録署名人の指名についてですが、本日は、〇〇番 〇〇委員さん、〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお祈りいたします。さっそくですが、議案審議に入ったらと思います。本日は5件議案が上がっておりますが、まず議案第38号、農地法第3条の許可申請について、事務局より説明願います。

○事務局

議案第38号、農地法第3条の許可申請について。

1番 譲渡人 〇〇 〇〇さん。譲受人 〇〇 〇〇。土地は、〇〇、畑、〇〇㎡です。譲受人の耕作等の状況は、権利内容は所有権移転・売買です。作付作物はキウイフルーツ。主な農機具の保有状況は、軽トラック、動力噴霧器、草刈機、運搬車です。労働力は常時2人。耕作面積はございません。周辺農業経営への影響は、特に支障なしということです。〇〇さんにつきましては、農地所有適格法人の申請がありましたので、要件の適否について、定款や計画書の書類等を確認しております。〇〇さんは昨年12月に設置された法人であります。主な事業内容は、農作物の生産及び販売です。農作物はキウイフルーツの新品種、サンゴールドを大規模生産するとの事です。構成員は3名です。代表取締役が〇〇さんです。農地所有適格法人の要件は、3つあります。1つ目は、構成員の半数が農業者である事ですが、3名中2名が農業者である為、満たしております。2つ目が、役員1人以上が、農業に年間150日以上従事することですが、役員2名が150日以上従事するとの事で、満たしております。3つ目が、収入の過半が農業関連事業の収入であるという事ですが、キウイフルーツの販売が収入の過半を占めるという事で、必要な要件を満たしております。この為、農地所有適格法人であると

判断しております。〇〇さんにつきましては、東温市では新規就農という事で、12月19日午前8時35分から〇〇委員さんにもご同席頂きまして、面接を実施しています。別紙1をご覧ください。農地法第3条第2項該当の有無について確認をしております。第1号、不耕作目的、効率的に利用しない場合の権利取得の禁止ですが、キウイフルーツの大規模栽培を目的としており、農業に従事する者は以前より東温市で栽培を行っていることから、既に必要な知識、技術を習得済みである。また、軽トラック、動力噴霧器、草刈機、運搬車など、栽培に必要な機械を保有している。第2号、農地所有適格法人以外の法人による権利取得の禁止ですが、農地所有適格法人ということで、農地所有適格法人以外の法人による権利取得ではありません。第3号、信託の引受けの禁止ですが、該当ありません。第4号、農作業に常時従事しない場合の権利取得の禁止ですが、農地所有適格法人として行い、常時2人が従事します。第5号、下限面積の制限ですが、取得見込面積が、畑、11,022㎡ですので、要件を満たしております。第6号、所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う土地の転貸又は質入れの禁止ですが、転貸するものではありません。第7号、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある場合の権利取得の禁止ですが、東温市の果樹を中心とする農業の維持・発展に貢献することを基本的方針としており、農道、水路等の維持管理作業や農業の維持発展に関する話し合い活動にも参加する。また、県外のモデル園や、品種開発国であるニュージーランドなどの研修にも参加し、新たな技術を習得していく、ということです。農地法第3条第2項各号不許可要件ですが、いずれにも該当しない為、許可要件はすべて満たしていると考えております。以上です。

○議長（会長）

この件につきまして、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは、〇〇歳と高齢の方です。地図3ページをご覧ください。場所は〇〇の南側です。ごく最近までみかんを栽培しておりまして、非常によく管理されている農地であります。この方は高齢であり、みかんの管理もこれ以上は難しいため、農地を手放したいということで、JAの指導員の紹介で売買となりました。〇〇さんは、果樹試験場の場長もされておりまして、技術も知識も習得しております。また、果樹部会の中のキウイフルーツの会長もしております。これからも農地を拡大していきたいとのことなので、良い農地があれば紹介してあげてください。以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして2番お願いします。

○事務局

2番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、○○
㎡です。権利内容は所有権移転の売買です。作付作物は米・季節野菜です。主な農機具
の保有状況は、耕うん機、田植機、コンバイン、軽トラックです。労働力は常時2人と
いうことで、本人、妻が耕作します。耕作面積は、6, 499㎡。周辺農業経営への影
響は、特に支障なしということで、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要
件は全て満たしていると思います。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、○○委員さんですが、本日、欠席しておりますので、
事務局よりお願いします。

○事務局

○○さんは○○歳と高齢であり、以前より農地を手放したいと不動産業者へ相談をし
ておりましたが、この度、○○に住んでいる○○さんが、農地を拡大したいという事で
売買が成立いたしました。現地確認の結果、現在も畑は耕作されておりますので、特に
問題は無いかと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありました。この件につきまして、何か、ご意見やご質問
はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。続きまして議案第39号、農地法第5条第1項の許可
申請についてお願いします。

○事務局

議案第39号、農地法第5条第1項の許可申請について。

3番 譲渡人 ○○ ○○さん。譲受人 ○○ ○○さん。土地は、○○、田、○○
㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第1種農地ということで、おおむ
ね10ha以上の規模の一団の農地の区分内にある農地という理由から第1種農地と判
断されます。農用地区域は農用地区域外。転用目的は露天駐車場。権利内容は所有権移
転です。開発許可は不要です。令和元年10月9日、第27回農業委員会で除外意見決
定をしております。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、地元、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図5ページをご覧ください。〇〇に隣接している農地です。大型貨物車の駐車スペースが手狭となったことによる、露天駐車場への変更の所有権移転です。10月の委員会で除外申請の承認を受けております。その後も変更はありません。特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

（ 意見 ・ 質問 なし ）

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

全員挙手で、承認いたします。続きまして、議案40号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてお願いします。この議案は、〇〇委員の議案ですので、退席をお願い致します。

（ 〇〇議員退席 ）

○事務局

議案40号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、農用地区域からの除外です。

4番 所有者 〇〇 〇〇さん、申出者 〇〇 〇〇さん。土地は〇〇、畑、〇〇㎡です。都市計画区域は都市計画区域外。農地区分は第2種農地ということで、他のどの基準にも該当しない農地という理由から第2種農地と判断されます。転用目的は進入路です。開発許可は不要。転用許可は必要です。以上です。

○議長（会長）

この件につきましては、〇〇委員さんお願いします。

○委員 〇〇委員

地図6ページをご覧ください。〇〇線、〇〇から〇〇まで、これは市道を抜いた時の残地かと思われます。現地で立会させて頂きましたが、山沿いの〇〇㎡の畑ということで、なかなか使い辛い土地でした。ここから山の方に道が上がっておりますが、その先を〇〇さんが資材置き場として利用しております。入口が急こう配であり、〇〇の方からは角度的に入れないようで、こちらの入口を拡げたいとの事でした。現地を見る限りやむを得ないかと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、〇〇委員さんから説明がありましたが、この件につきまして、何か、ご意見やご質問はありませんか。

(意見 ・ 質問 なし)

無いようでしたら、採決を行います。承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手で、承認いたします。〇〇委員、入室をお願いします。

(〇〇委員入室)

続きまして、議案第41号、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の見直しについて、お願いします。

○事務局

議案第41号、農地法第3条第2項第5号に定める別段の面積の見直しについて。

資料1をご覧ください。前々回の委員会で、別段の面積について説明させて頂きましたが、再度説明します。一番上の表で東温市全体を見ますと、経営面積が10a以上40a未満の農家数につきましては、41.4%で40%を上回っています。旧村単位で見いきますと、南吉井村につきましては、経営面積10a以上30a未満の農家数については比率が40.9%で40%を上回っています。

年末年始で地元から意見をお聞きになっている委員さんがおられましたら、お伺いして、来年度の別段面積を決定させて頂きたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（会長）

只今、事務局から説明がありましたが、地元からご意見をお聞きしている委員さんがおられましたら、ご披露をお願いします。昨年、東温市全域を50aから40aに変更した経過があります。また、新しく農水においても、移住者に対して経営面積の緩和という動きを認めていくというお話が出ております。

(地元意見 なし)

とりあえず、東温市の農業委員会としては、昨年度定めた40aを継続してよろしいでしょうか。

(意見 ・ 質問 なし)

それでは、来年度も40aでしばらく様子を見させてもらえたらと思っております。よろしくをお願いします。

以上で、本日の議案は、全て終了しました。